# 情報俱楽部

2023年2月

No. 262

#### 編集発行人 税理士 細 見 秀 樹

**〒663-8113** 西宮市甲子園口 2 丁目 9 番 2 号 米田ビル 2 0 3 TEL: 0798 - 66 - 3400 お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

## 法 人 税

### ★ 一時的に貸付けの用に供した減価償却資産

- **Q.** 少額減価償却資産のうち貸付用は損金に算入されないとのことですが、一時的に付けた場合はどうなりますか?
- **A.** 一時的に貸付けの用に供したことだけをもって貸付けの用に供したということにはなりません。

令和4年度の税制改正において、少額の減価償却資産の取得価額の損金算入の対象となる資産から、取得価額が10万円未満の減価償却資産のうち貸付け(主要な事業として行われるものを除く)の用に供したものが除外されました。

また、一括償却資産の損金算入制度についても同様に、対象となる資産から、貸付けの用に供した減価償却資産が除外されました。

ここでいう「貸付けの用に供した減価償却資産」に該当するかどうかですが、たとえば、法人が減価償却資産を取得した時は、その法人の貸付け以外の用に供していたけれど、その後、一時的にその減価償却資産を他の者へ貸し付けたというような場合に、貸付けの用に供したものに該当するのかということですが、これについては、減価償却資産の償却限度額の計算をするときと同様、その減価償却資産の使用目的、使用状況等を総合勘案して判定されるものですから、ある時期に、一時的に、減価償却資産を貸付けの用に供したという事実のみをもって、その減価償却資産は貸付けの用に供したものに該当するということにはならないとされています。

https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hojin/220624/pdf/10.pdf

## ★ 主要な事業として行われる貸付け

- **Q.** 取得した少額減価償却資産を貸付けの用にした場合は、損金に算入できないものがあるそうですが、どのような貸付けが対象になるのですか?
- A. 令和4年の税制改正により、少額減価償却資産又は一括償却資産の損金算入制度の対象となる資産から貸付け(主要な事業として行われるものを除く)に用に供したものが除外されました。

主要な事業として行われる貸付けとは、次のようなものをいいます。

- ①内国法人間で特定関係がある法人の事業の管理及び運営を行う場合の資産の貸付け
- ② 内国法人に対して資産の譲渡又は役務の提供を行う者のその資産の譲渡又は役務の提供の事業の用に専ら供する資産の貸付け
- ③継続的にその内国法人に対して経営資源を活用して行い、又は行うことが見込まれる事業としての資産の貸付け
- ④ その内国法人が行う主要な事業に付随して行う資産の貸付け

ただし、上記の貸付けであっても、資産の貸付け後に譲渡人その他の者がその資産を買い取り、又はその資産を第三者に買い取らせることをあっせんする旨の契約が締結されている場合におけるその貸付けは、主要な事業として行われる貸付けに該当しません。https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/hojin/07/07\_01\_02.htm

#### ★ インボイス制に伴うシステム修正費用

- **Q.** インボイス制度に対応するためのシステム修正費用は、どのような取扱いになりますか?
- A. 修繕費として損金に算入することができます。

プログラムの修正が、インボイス制度の実施に伴い、システムに従来備わっていた機能の効用を維持するために必要な修正を行うものであることが作業指図書等から明確である場合は、その修正に要する費用は修繕費として取り扱われます。

ただし、次のような修正に要する費用は資本的支出となります。

- ①受発注システム上で受領し、又は取り込んだ請求書に記載された取引先の登録番号 と国税庁の適格請求書発行事業者公表サイトに公表されている情報を自動で照合し、 確認する機能を新たに搭載するもの
- ②これまでシステムで作成した請求書等を紙媒体で出力し交付していたものを、電子 交付まで自動で行えるよう仕様変更するもの

ただし、資本的支出であっても、修正に要した費用の額が20万円に満たない場合や、 資本的支出か修繕費かが明らかでない場合に、次のいずれかに該当するときは、修繕費 として取り扱うことが認められています。

- ①その金額が60万円に満たない場合
- ②その金額が、修正に係るソフトウエアの前期末における取得価額のおおむね10%相当額以下である場合

https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hojin/shouhizei\_invoice/index.htm

## 消 費 税

## ★ 適格簡易請求書

**Q.** 当社は小売店を営んでいますが、インボイス制度が導入されたら適格請求書を発行しなければならないそうですが、とても無理です。何か他に方法はありませんか?

A. 適格簡易請求書の交付が認められています。

インボイス制度では、適格請求書発行事業者が、小売業など不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等を行う一定の事業を行う場合には、適格請求書に代えて、適格簡易請求書を交付することができることとなっています。

適格簡易請求書の記載事項は、適格請求書の記載事項よりも簡易なものとされており、 次の事項を記載すればよいこととなっています。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容(課税資産の譲渡等が軽減対象資産の 譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率※

※「税率ごとに区分した消費税額等」と「適用税率」を両方記載することも認められます。

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf

### 国税通則法

## ★ 期ずれと加算税の加重措置

- Q. 税務調査で期ずれがあった場合、本来計上すべき年分にの帳簿への記載が不十分として加算税の加重措置の対象になりますか?
- A. 一定の場合は対象になりません

令和4年の税制改正により、税務調査で税務調査に必要な帳簿の提示が求められ、かつ、その帳簿に本来記載すべき金額が記載されていなかった場合は、過少申告加算税の加重措置が取られることになりました。

ところで、ご質問の期ずれがあった場合ですが、これについては、次のように取り扱う こととされています。

売上げ(業務に係る収入を含む)について、本来記載等をすべき年分以外の年分の帳簿に記載等がされている状態(いわゆる期ずれ)が発生していたとしても、次のいずれかに当てはまる場合には、本措置において帳簿への記載等が不十分であるか否かの判定に当たっては、本来記載等をすべき年分の帳簿に記載等がされているものとして取り扱うこととしています。

- ① 本来記載等をすべき年分以外の年分の帳簿に記載等がされていた場合
- ② 通常の業務処理手順などから帳簿の提示等を求められた日の属する年分(いわゆる進行年分)の帳簿に確実に記載等がされると認められる場合

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sonota/0022009-072\_01.pdf